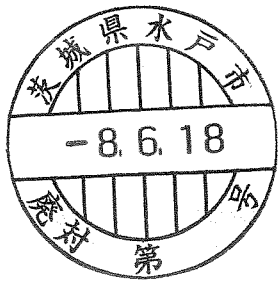


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 1 8 日

水戸市長
高橋 靖 殿



提出者
住 所 水戸市中央1丁目4番1号
氏 名 水戸市上下水道局水道部
水戸市上下水道事業管理者 園部 孝雄
電話番号 029-229-7141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	水戸市上下水道局水道部 楮川浄水場
事業場の所在地	水戸市田野町1662-14
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業
②事業の規模	66,000m ³ /日
③従業員数	浄水管理事務所28人（うち楮川浄水場6人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	排 出 量	2, 0 4 8 t	t
	（これまでに実施した取組） 浄水場の浄水処理に伴い発生する汚泥については、排出量を抑制すべく、浄水処理時に凝集剤として注入される沈殿用薬品（ポリ塩化アルミニウム）の適正量の注入を実施しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	排 出 量	2, 0 3 0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後更に排出量を抑制すべく種々の検討及び担当者への教育，指導を行っていきます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	629 t	t
	(これまでに実施した取組) 浄水処理工程で発生する汚泥は一旦排泥池に貯留され、その後天日乾燥床で乾燥しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,070 t	t
	(今後実施する予定の取組) 天日乾燥床不足に伴う含水率の低下に苦慮しており、今後増設を検討しています。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	全 処 理 委 託 量	1, 4 1 9 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 4 1 9 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	天日乾燥床で含水率を下げた汚泥は、改良土として再資源化する事業者 者に処分を委託しています。		

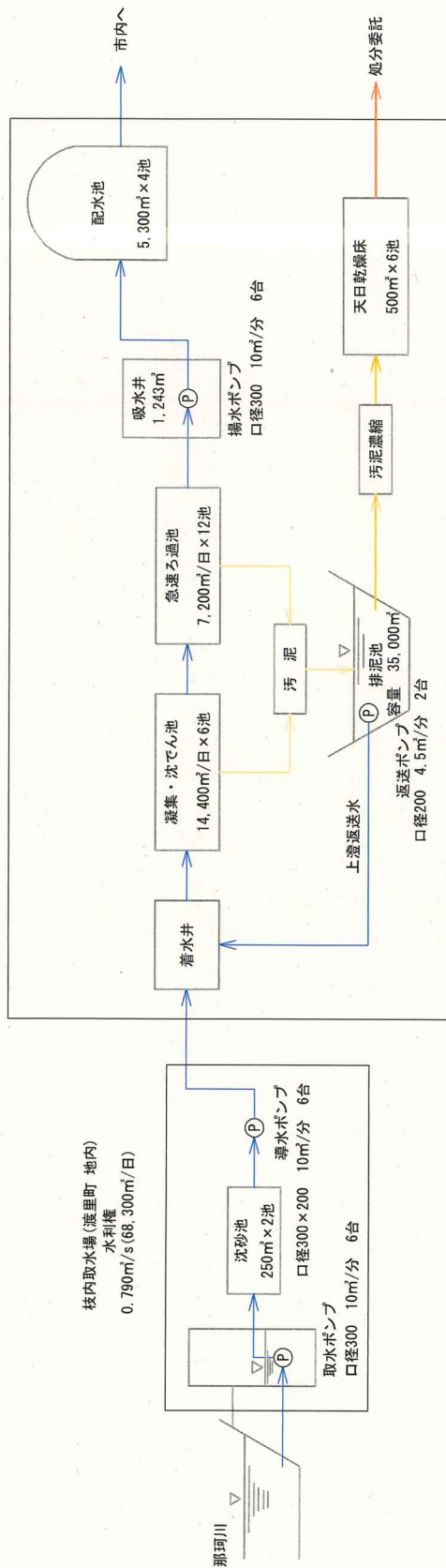
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	全 処 理 委 託 量	9 6 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	9 6 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 天日乾燥床を増設し含水率の低下及び発生量を減少させることにより、有効利用の搬出先を検討し又、他都市の状況、情報等を収集するなど、処分量の低減について検討しています。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

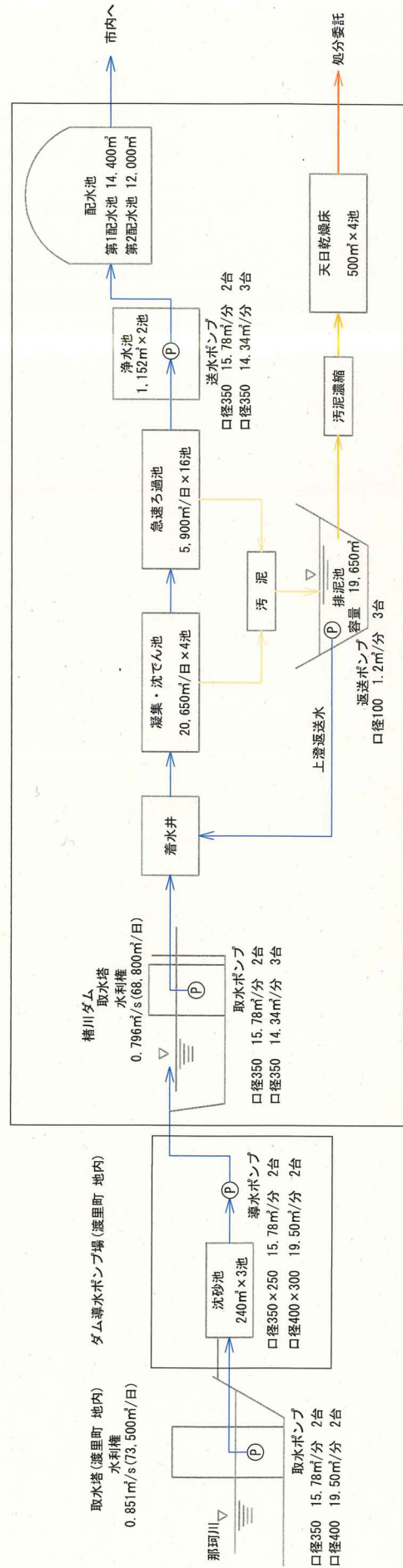
開江浄水場 浄水処理フロー

開江浄水場 (開江町 地内)



楮川浄水場 浄水処理フロー

楮川浄水場 (田野町 地内)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

